

高市早苗 内閣総理大臣

政府効率化
(補助金・基金・租税特別措置の見直し)
に関する提言

令和8年6月25日



代表 吉村洋文
共同代表 藤田文武



政府効率化（補助金・基金・租税特別措置の見直し）に関する提言

令和8年6月25日

日本維新の会

背景

高市総理の主導の下、自由民主党と日本維新の会は「責任ある積極財政」を推進し、未来への投資不足を解消することによって、「強い経済」を実現するべく邁進している。しかしそのためには、無駄を徹底的に排除し、国債発行に見合う歳出削減努力を行うことで財源を生み出す一方、市場に対して正しいメッセージを発信し、その信認を得つつ、限られた財源を成長と変革に資する分野へ集中投資することが必要である。そのため、租税特別措置、補助金、基金の見直しは、日本維新の会と自由民主党による連立合意文書に明記された重要課題となっている。

また、来年度予算編成方針として掲げる補正予算の当初予算化は、財政規律と予見可能性の観点から評価できるが、補正予算でこれまで十分な検証を経ずに措置されてきた事業が当初予算にそのまま積み上がれば、その趣旨は形骸化しかねない。補正予算の当初化に当たっても、政策目的・効果・代替手段の徹底検証が不可欠な状況にある。

こうした状況下、日本維新の会は自由民主党との連立合意に基づき、政府効率化タスクフォースを党内に立ち上げ、政府の行財政改革や会計検査の経験や有識者の知見を活用しながら、政府与党全体を巻き込んだ議論と検討を重ねてきた。補助金・基金・租税特別措置は「行動変容」を生み出す仕組みであり、これらによるマーケットへの政府介入は原則として「市場の失敗」の場合に限るという原則に立ち返ることが必要であるとの結論に至り、その観点から効果の薄い事業や既得権化した支出を聖域なく点検した。

この提言を基に、租税特別措置・補助金・基金の見直しについて、要求から査定段階の一貫した取組に貢献し、定量的な成果を生み出すことができるよう、日本維新の会として断固として、かつ引き続き積極的に関与し、責任ある積極財政を実現する。また、日本の財政に対し国民及びマーケットからの信頼を高めていく。

見直しの基本方針

補助金・基金・租税特別措置の見直しを実効的に進めるためには、従来の発想の延長線上で個別予算の見直しを積み重ねるだけでは不十分である。現状は、各制度を所管する省庁や関係議員、業界団体と、財務省を中心とする査定側との調整に終始し、その結果、部分的かつ限定的な見直しにとどまる傾向が強い。こうした手法を積み重ねても、財政構造全体の抜

本的な改革には結び付きにくい。したがって、制度の位置付けや役割に関する基本的な認識そのものを見直す必要がある。

見直しにあたっての基本方針は次の3点に集約される。

基本方針1：制度の存在意義の再定義

本来の補助金・基金・租税特別措置は、市場メカニズムに任せているだけでは実現困難な望ましい社会的状態を実現するための政策手段である。しかし、実態的には特定業界への恒常的支援や政治的配分、非効率な組織の温存策等となっている面がある。そのため、大枠として、補助金・基金・租税特別措置を含む財政措置を、税金を原資とする政府予算の「支出」や「分配・バラマキ」から、民間ではできない国民による社会への「投資」へと定義し直す。なお、基金は同様のアナロジーを使えば、「投資信託」に相当する。さらに、租税特別措置は「行動変容を促す投資」となる。

基本方針2：新しいガバナンスの構築

上記の再定義の下でガバナンスを一から構築し直す。補助金は、投資基準の明確化、アカウントビリティの徹底、リターンの可視化、出口戦略の具体化、ポートフォリオの合理化など、民間投資であれば当然のガバナンスを基準に構築する。基金は、「投資信託」を基準に、拠出・保有・執行の各段階の全てをカバーするガバナンスを確立し、統廃合や国庫返納ルールの整備、運用の効率化を進める。租税特別措置は、例外的な措置とし、補助金や基金では対応できない行動変容の有無を厳格に審査の上、ゼロベースで要否を判断する。

基本方針3：インセンティブ構造の転換

補助金・基金・租税特別措置の改革とは、単なる歳出削減ではなく、「無駄が生まれない構造」をつくるための制度設計改革である。これまでの「配ること」が前提の仕組みから、「成果や行動変容を生み出す仕組み」へと発想を転換する必要がある。そのため、成果連動、自己負担、退出ルール、ステージゲートといった考え方を導入し、効果を段階的に検証しながら、成果が乏しい事業は縮小・終了し、成果が高い分野へ重点配分を行う仕組みを徹底する。評価は原則としてアウトカム基準へ転換し、収益が生じた場合の国への還元や金融手法への移行を進めることで、補助依存から自走型成長への転換を促していく。

見直しの具体策

第1 補助金

補助金の新しいガバナンス：政府予算の「分配」から国民による「投資」へ

金融教育が社会全体に広がり、投資やリスク・リターンに関する基本的な理解が国民の間に浸透しつつある今日において、補助金については、従来の単なる政府予算の「支出」や「配分」としてではなく、将来の社会的・経済的価値を生み出すための「投資」として捉え直す。

補助金は、投資と同様の視点を組み込む観点から、以下の五原則からなる新しいガバナンスにより管理を行う。

●原則1：「投資基準」の明確化 ～国にしか出来ない事業への限定

政府の市場への介入は「市場の失敗」に限るとの経済学の原則に立ち戻り、補助金の拠出対象を経済安全保障上重要な分野等の公共財や、正の外部効果を持つ財など社会的価値・便益を持つ、「国にしか出来ない事業」に限定する。民間投資としてリターンが期待できる事業への補助金は原則として縮小・廃止し、金融支援へ移行する。

その際、市場環境の変化、社会ニーズの変化、科学技術の進歩、危機から平時への移行といった近年の前提条件の変化を踏まえ、国の関与の必要性や水準に加え、より費用対効果の高い代替手段の有無を再検証する。役割を終えた、又は優先度が低下した補助金については、法改正を含め聖域なく縮減・見直しを行う。

●原則2：「アカウントビリティ（説明責任）」の徹底 ～株主たる国民から見た透明性

国民は、納税を通じて国家活動を支える「株主」としての側面を有している。国は補助金について、企業におけるIRと同様に、その目的・使途・成果を資金の拠出者である国民に対し説明する責任を負っている。

予算情報を一体的に公開・検証する仕組みである行政事業レビューの実効性を高め、補助金・基金がどのように使われているのかについて、投資家である国民が納得できる情報開示と透明化をより一層進める。具体的には、レビューシートの好事例を横展開するとともに、下請け構造を含めた資金の流れや成果を国民に分かりやすく可視化していく。

また、コロナ対策等でも度々指摘されていた補助金の支出経路における無駄や不正を徹底的に洗い出し、撲滅するとともに、再発不可能な仕組みを導入する。とりわけ、委託・再委託が幾重にも重なる多重下請け構造は、中間マージンの増大を通じて現場への支援を目減りさせるのみならず、資金の流れや事業の状況を不透明にし、国民から見た納得感を著しく損なっている。補助金事業の受注構造の簡素化・合理化を進める。

なお、補助金等が独立行政法人・官民ファンド・外郭団体等を経由し、又はその運営費等として交付される場合、その実態が一層不透明になる傾向にある。これらの法人については、

資金の流れを最終的な受益者まで一貫して追跡し、より注意深く検証すべきである。

●原則3：「リターン（投資回収）」の可視化 ～アウトカム重視の制度設計

補助金の政策効果とは、資金の交付それ自体ではなく、行動変容を通じて成果を生み出す点にこそある。このため、行動変容を促す適切な制度設計が不可欠であり、成果の達成状況に応じた段階的な支給、事後評価を次回の採択や配分に反映する仕組み、サンセットやステージゲートを原則とするなど、成果に向けたインセンティブを制度として組み込む。

また、こうした取組の前提として、その支出によって「何を変えるのか」を明確にしておく必要がある。補助金の効果は、事業を実施した件数や参加者数といった実施量（アウトプット）ではなく、経済活動や行動がどのように変化したかという成果（アウトカム）によって評価されなければならない。しかしながら、足下では、KPIが事業の実施件数や参加人数といったアウトプットにとどまり、医療費や保険料水準の改善、教育の質の向上といったアウトカムに結び付いていない事例も少なからず存在する。徹底したKPIの見直しを通じ、望ましいアウトカムを行動変容によって導く補助金制度へと転換していく。

加えて、純粋な資金面においても、補助対象の事業が成長し、収益や付加価値を生み出した場合には、その成果の一部を国庫に還元する収益納付の仕組みを制度として位置付ける。補助金によって成長した企業や事業の恩恵が当事者にのみ帰属し続けるのではなく、国民全体に還元される仕組みを組み込む。

●原則4：「出口戦略」の具体化 ～「稼げる」「自走できる」事業への転換

政策目的の実現に一定の役割を果たしてきた補助金であっても、収益性や市場性が明確な分野、あるいは技術や制度が成熟した分野において、補助が恒常化している事例が各分野で見受けられる。こうした補助は、本来民間や現場が担うべき投資や経営判断を歪め、補助金依存を招き、結果として本来期待される自立的な成長やイノベーションを阻害しかねない。

補助金は初期導入や転換期の「後押し」として真に必要な場面に限定し、そうした段階を超えた支援とならないよう、補助からの出口を明確にする。その上で、自己収入の拡大、利用者負担の適正化、民間投資の活用、あるいは融資・出資・保証等の金融手法へと支援の在り方を転換し、「稼げる」「自走できる」事業へと移行させていく。

●原則5：「ポートフォリオ（投資構成）」の合理化 ～重複と縦割りの排除

政策目的が近接又は共通しているにもかかわらず、所管省庁や制度ごとに独立して事業が設計・運用されている事例が少なくない。

例えば、地域・農村振興や産業支援、海外展開支援、経済協力といった分野においては、目的が近接する施策が複数の省庁で展開され、施策が対処すべき課題の解決に十分につながっていない。また、子育て等に関する相談支援など、分野横断的で、また隣接地域でニーズが異なるとも思えない事業が、国の制度設計を起点として分野別に設けられ、市町村ごとに個別配置されている例も見られる。企業向けの租特と補助金の支援対象が重複している例も見られる。

このような状況を踏まえ、政策手段や目的ごとに施策を俯瞰し、重複や非効率が生じていないかを関係省庁間・事業間で検証した上で、整理・統合を進めることを含め、縦割り排除の観点から徹底した精査・合理化を行う。あわせて、単独の自治体で実施することが効率的・効果的でないものについては、広域での共同実施や専門人材の集約を促すことで、利用者の利便性の向上と運営効率の改善を図る一方、国の補助金として全国的に支援する必要性が乏しいものがないかについても不断の見直しを行う。

2027年度予算から実現すべき具体的な改革

1. 企業

コロナ禍後においても、大規模設備投資、生産性向上、省力化、デジタル化等を名目として、中堅・中小企業向けをはじめ、補助金が継続・拡大してきたが、収益性や市場性が明確で、民間投資が十分に期待できる分野においても、公費投入が恒常化している事例が見られる。特に、企業部門では経常利益や内部留保が高水準にある中で、自力で投資が可能な企業に対してまで補助が行われ、「追い銭」となっているとの指摘がある。

こうした補助は、本来民間が担うべき投資判断を歪め、補助金の受給を前提とした事業計画を助長することで、投資の民業代替やモラルハザードを招くだけでなく、生産性の低い事業者や、本来市場から退出すべき事業者を温存させる結果になりかねない。その結果、企業の自律的な事業構造改革や新陳代謝が進まず、補助金依存が固定化するおそれがある。

実際、そもそも執行率（アウトプット）が低調な事業や、補助金が企業の行動変容や生産性向上等（アウトカム）に寄与しているのか適切に検証されていない事業が見受けられる。

したがって、企業向け補助金等については、市場形成や導入の初期段階など、収益性が見込み難い場合に限定し、一定の収益が見込める状況においては、補助金ではなく、金融手法を用いた支援など、市場原理に沿った支援を基本とすべきである。あわせて、賃上げや省エネ等を補助や支援の要件とする場合には、形式的な条件付けにとどまらず、検証可能かつ有効なKPIを設定しつつ、成果の達成状況に応じた段階的な支給とすることや、未達時の返還・減額・公表等の取扱いを明確化することで、成長や競争力強化につながっているかを、国民が確認できる形とすべきである。さらに、租特と補助金が同一の目的の支援を行っている施策や、事業間で類似の支援を行っている施策については、いずれかの縮小・撤廃が必要である。なお、一部の補助事業では何重にも委託がなされる、いわゆる「多重下請け構造」的な構造となっている場合がある。一般的には層が増加するに従って中間マージンが発生し、補助対象への支援に用いられる額の割合が減少するため、再委託回数に上限を設けるなど、資金の効率的な活用を制度上確保すべきである。

2. 個人

また企業向けの補助金のみならず、個人向けの補助金についても、先述の五原則を基礎に置き、適切に判断すべきである。例えば脱炭素分野における電動車の購入や住宅設備の更新

等、技術の普及や市場の成熟が進む分野においても、公費による大規模な支援が継続されている事例が見受けられる。こうした補助が恒常化すれば、個人の意思決定において補助の存在が前提となり、いわゆる「補助金慣れ」を招くおそれがある。また、所得制限を設けずに補助を継続する場合、負担能力の高い層にも同水準の公費を投入することとなり、政策の公平性や効率性の観点から課題がある。

このため、個人向けの補助金についても、市場形成や初期普及の段階で真に必要な支援に限定すべく、その有効性を厳しく検証した上で、補助の縮減・撤廃、補助に依存しない制度的手法への転換など、補助からの出口を明確にすべきである。また、補助金依存を防ぎつつ、公平性・効率性を確保する観点からも、規制・基準の見直しや制度設計の変更等を検討すべきである。

3. 文化施設・非営利法人

国が関与する美術館・博物館等の文化施設の運営や文化財修理のためには補助金等が必要となるが、文化施設における自己収入は国際的にも低い水準にあり、公費依存度は高い傾向にある。

文化施設の中には、入館料収入の水準や公開の在り方に改善余地が残る施設も少なくない。また、インバウンド需要も引き続き見込まれる中、日本の文化財の価値を最大限に活かし、「稼げる」文化財・文化施設へと転換し、持続可能な経営構造としていくことが重要である。具体的には、単なる維持管理にとどまらず、来訪者増加や収入確保と結び付いた運営を行い、入館料設定の適正化や公開日数・時間帯の拡充、外国人来訪者を含めた受益者負担の在り方の見直し等を通じて、自己収入の向上を図るべきである。あわせて、運営方法としての民営化、寄附やクラウドファンディング等、公費以外の財源確保の取組を制度的に後押ししていくことも必要である。国が保有する資料の保存の在り方についても、デジタル時代に適応した方法を導入していくなど、法改正を含めて制度を見直すことで、従来支出されていた費用の削減につなげていくべきである。

また、いわゆる社会貢献・国際貢献を目指すNPO・NGOの場合も、様々な形で国から受託や支援を受けている。しかし、国からの受託や支援に依存し続ける構造では、彼らが本来目標とするべき自立した長期運営につながらない。企業同様に、国からの資金が長期継続することを前提とせず、その出口を明確にし、個々の団体が自走できる事業構造への転換を後押ししていくべきである。

4. 教育

18歳人口の減少にもかかわらず大学数が増加し、供給過剰が生じている状況にある。特に、私立大学においては、その半数以上が定員割れする中で、教育研究にかかる経常的な経費に対する補助金が、高等教育に相応しい教育の質を確保できず十分な成果を上げられていない大学の延命につながるなど、大学に対する公費投入が教育研究の質や成果と必ずしも結び付いていないとの指摘がある。このため、大学全体としての規模の適正化（統合・再編・撤退を含む）について、18歳人口の減少に対応させながら、2040年までに約300校程度の

統合・廃止という将来像を一つの目安として計画的に進めつつ、国費配分については、地方や教育分野ごとの実情も踏まえつつも、教育及び研究の質・成果に連動させるべきである。その際、特に海外トップ大学と伍する大学においては、自ら「稼げる」方法を幅広く検討し、財政的にもより自立した研究・教育機関となるように取り組むべきである。

加えて、教育分野の補助金のうち、例えば、文化・スポーツ分野において鑑賞・体験機会の提供や外部人材派遣などを行う補助金は、社会的意義が強調され、広報・発信面で注目を集めやすい一方で、実施すること自体が目的化し、政策効果の検証が形式的になりやすいという課題がある。実際、補助金の成果指標が開催回数といったインプット指標やアンケートの回答などの主観的・恣意的な指標に偏り、参加後の行動や意識の変化、継続的な活動への移行といった質的成果が十分に検証されていない事業も見受けられる。こうした状況では、補助金が真に政策目的に寄与しているのかを判断することが困難である。教育分野全体においても、定量的なアウトカムを通じた政策効果の検証を徹底するべきであり、例えば補助を利用した学校と利用していない学校との比較を通じて、教育の質のほか、生徒や教師の行動・意識に変化が生じたかを比較する等、よりアウトカムに着目した実効的な運用へと見直すべきである。その上で、行動変容や定着効果が確認されない事業については、縮減・廃止を含めた見直しを行い、効果が明確に認められる取組への重点化を進めるべきである。

5. 社会保障

(1) 社会保険料を下げる医療制度改革

国民医療費は毎年約1兆円規模で増大を続けており、膨張を続ける社会保障関係費は国の財政を強く圧迫している。高市総理のイニシアチブの下、自由民主党と日本維新の会とで進める「責任ある積極財政」を実現する上で、医療制度改革は最重点項目である。「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていく」との方針を実現するためには、補助金・基金・租税特別措置といった個別ツールの見直しに留まらず、医療制度全体を視野に入れた構造的な対応が不可欠である。そのため、社会保障負担率や医療給付費（対GDP比）の具体的な引き下げ目標を掲げ、その実現に向け医療提供体制の改革と医療保険制度の改革、医療費適正化計画の抜本見直しを実行していく必要がある。

①供給サイドの対応

供給側からは、医療産業は大半が税と保険で賄われており、市場のチェック機能が働きのくい性質を踏まえ、費用対効果に基づく医療行為や薬剤の保険適用見直し、職種間の役割分担の見直し・タスクシフトや地域フォーミュラリの導入、リフィル・長期処方の推進といった医療資源の効率的活用の観点、電子カルテ普及率100%の達成、オンライン診療体系の改善やレセプトチェックのルール統一といった医療DXの推進の観点等から、改革を進める必要がある。

加えて、医療提供体制の抜本改革という観点からは、「かかりつけ医」制度の導入と医師偏在対策のための規制強化が最重要の課題である。近年の法改正により、かかりつけ医機能報告制度の導入や医師過多区域での開業について一定の対応がなされたものの、不十分なも

のにとどまっております、見直しの効果検証を待つことなく、早急に実効的な改革に着手すべきである。

かかりつけ医制度については、日常的な診療・健康管理を担う患者にとって信頼できる「かかりつけ医」が、必要に応じて、総合病院と連携する体制を地域ごとに構築すべきであり、かかりつけ医に相応しい診療所・病院を行政が認定する仕組みや、患者が自身のかかりつけ医を事前に登録しておく仕組みを設けるべきである。あわせて、診療報酬上でも、かかりつけ医を適切に評価できるよう報酬体系の再構築を図るべきである。

医師偏在対策については、都市部における専門単科の小規模診療所の乱立が地方部の医師不足と表裏一体で進行していることを踏まえれば、診療報酬体系の見直しを含め、都市部での開業規制を議論すべきである。その前提として、診療科ごとの偏在を含め、医師偏在を客観的に把握し、都市部での新たな規制の根拠となり得る基準を速やかに策定することも必要である。

②需要サイドの対応

他方、供給側の効率化のみでは医療費の持続的抑制には限界があり、需要側における受診行動や負担の在り方の見直しも不可欠である。需要側からは、そもそも社会保険が万が一の備えとしての「保険」であるという原則を踏まえ、70歳以上の高齢者の医療費窓口負担を現役世代と同じ「原則3割」とすることを目指すことや金融所得を含めた総合的な所得把握に基づく応能負担の徹底、外来特例の廃止を含めた抜本見直しといった給付と負担の公平性の観点、第3号被保険者制度の見直しや生産年齢人口の定義の見直しといった就業促進の観点等から、改革を進める必要がある。

このように、医療制度全体を視野に入れた改革が不可欠であり、補助金・基金・租税特別措置の見直しは、こうした構造改革と一体のものとして進められることで、初めて効率化につながるものである。

(2) 補助金を含めた公費を中心に運営されている制度の見直し

医療制度改革は、サービス提供体制改革及び社会保険制度の構造見直しであるのに対し、補助金等を見直しは、公費投入の効率化という観点から、これを補完するものである。両者は一体として進めることで初めて、社会保障全体の持続可能性の確保に資する。

社会保障分野の補助金等には、医療費・介護給付の適正化、健康状態の改善、就職の促進といった、本来の政策目的に対応するアウトカムへのつながりが必ずしも明確でない事業が少なくない。以下では、こうした課題が特に顕著に見られる代表的な制度について、具体的な見直しの方向性を示す。

①国民健康保険

国民健康保険においては、保険者（都道府県・市町村）による医療費適正化に向けた取組等に対する補助制度が、保険料負担の軽減や医療費削減につながっていないと指摘されている。医療提供体制の構築と国保の財政運営を共に担う都道府県が、国と連携しつつも主体的

かつ合理的に保険料負担の抑制や医療費削減に取り組むことが重要であり、「保険料水準の統一」を加速化させつつ、医療費削減効果のエビデンスが明確ではない公費支援については抜本的に見直すとともに、「保険料水準の統一」が実現した暁にはその存在意義が乏しくなる補助金についても、廃止に向けて着実に点検すべきである。

②障害福祉サービス

障害福祉サービスについては、政策的に利用者本人の負担を抑えており、需要を抑制するメカニズムが働きづらい中で、供給サイドである事業所の増加に応じて総費用額が急増するとともに事業所による巨額の不正受給事案も発生している現状にある。制度が本来意図する政策効果が十分に発揮されるよう、利用者本人の行動変容を促す取組を的確かつ効率的に行うとともに、規制等も活用しながら、国と地方が連携して質の高い効率的な供給体制を構築していくことが重要である。

③医療扶助

生活保護の医療扶助についても、基本的に受給者本人に自己負担を求めることなく、その費用の全額を公費で負担する仕組みとなっている。頻回受診や重複・多剤投薬への対策など、医療扶助の適正化についても、ケースワーカー等による個別の指導のようなマンパワー頼りの対症療法だけでなく、受給者の自立を助長するとの法の目的を踏まえつつ、受給者の行動変容を促す制度的対応が重要である。

④こども家庭庁予算

こうした検証の前提として、事業の内容や執行状況、委託・交付の実態が十分に可視化されていないことが、実態の把握を妨げている事例も見受けられる。しばしば指摘が集まるこども家庭庁予算においても、補助金・交付金・委託費について、使途や交付先、事業の進捗・成果に関する情報開示を徹底し、国民がその効果を確認できるよう、透明性の確保に向けて取り組むとともに、各種施策について政策効果等を検証しつつ、不断の見直し、合理化に取り組むべきである。

6. 地方自治体・地方創生

地方自治体・地方創生分野の交付金等は、地域の実情を踏まえた柔軟な対応を可能とする一方で、使途や対象が広範であるがゆえに、特定のアウトカムの達成に結び付けて評価する仕組みが弱く、政策誘導としてのインセンティブが十分に機能しているかが不透明であるという構造的課題を抱えているとともに、地域振興や農村振興、産業支援などの名目で各省庁において類似した施設等の整備や事業を実施できる補助金が存在するなど、事業内容の重複も見られる。補正予算によって裁量性の高い交付金が繰り返し措置される一方で、例えば、民間投資の呼び込みや事業終了後の自走に結び付いているか等について十分な検証が行われず、実質的に「使い切り型」の交付に近い運用となっているものがある、との懸念がある。

また、長く施策を継続している間に、近年金融環境が「金利のある世界」へと移行してい

るように市場環境が変化したり、他施策が充実したりしているにも関わらず、利子等の民間事業者等が負担すべき事業経費を、制度融資等の枠組により公費で補填し続けている例もある。

こうした地方自治体向けの交付金等については、支援対象が重複している事業・メニューは整理合理化しつつ、事業の用途や効果の検証が適切に行われたか、効果検証が適切な執行につながっているか、事業の自走化を進める仕組みがあるか等について見直しを行い、今後の効果検証に反映し、より効果的な執行管理につなげるべきであり、そのような体制を構築できない事業・メニューについては支援の縮減を含めて見直しがなされるべきである。その際、交付金等の特性に応じ、例えば、交付金投入額や地方自治体自身の支出額に対する民間資金の協調比率や、事業終了後に地方自治体や民間単独で継続・拡大されている事業の割合、地域内の付加価値額や雇用の増加など、測定可能な成果指標へと具体化した上で、これまでの費用対効果について厳密に検証すべきである。

7. 経済協力

経済協力分野は、世界の支援ニーズを踏まえつつも、成果と国民への還元を明確にし、戦略性とアカウンタビリティを高めることが不可欠である。特に、事業の重複や非効率を点検し、現下の国際情勢のもとでの意義を丁寧に説明していく必要がある。

一方で、昨今の政府開発援助（ODA）による経済協力事業は従来の「国際協力」とどまらず、経済安全保障や人的ネットワーク形成を通じて、実質的に非軍事領域の防衛力を構成する重要な要素となっている。また、日本企業の海外展開支援は経済成長戦略の重要な一部を成している。したがって、これらを「国益への戦略的投資」と位置づけ、その一部を実態に即して安全保障の一環として評価・活用していく視点も重要である。

事業の重複等を点検すべきものとして、例えば、人材育成・人的交流を目的とした外国人留学支援では、外交政策の一環として行われる事業と、教育政策として行われる事業とが並列して存在し、予算執行の主体もそれぞれ別に存在している。個々の事業は、それぞれに成果の事例を挙げることができるものの、全体としてどのような人材育成効果があり、我が国の具体的利益につながったのか、横断的に検証・説明する枠組みが必要である。また、日本社会の変化を前提に、外国人留学生全体の傾向・属性分析を行い、個人向けの補助金と同様、外国人の負担能力や、日本人学生への支援とのバランスを踏まえて、支援要件・支援内容の見直しを図ることも必要である。

一方で、外国人留学生支援は、親日人材の育成や人的資産の形成に資する重要な施策であり、経済協力としての戦略性を軸に位置づけるべきである。その上で、類似事業の重複がある場合には、他制度側の整理も含め、全体最適の観点から再構成を図る必要がある。

加えて、世界経済において新興国のプレゼンスが上昇し、民間ベースでのビジネスが拡大する中で、海外展開支援に関する金融支援や伴走支援等も実施されているところ、新興国におけるビジネス支援に国がどこまで補助金により介入する必要があるかも、改めて精査が必要である。補助金による政策効果がどの程度あるか、他の政策支援との重複がないか等を点検した上で、民間企業には追い切れないリスクの負担に限定するなど、国民にとって納得

感のある、時代にあった形を追求すべきである。

一方、新興国におけるビジネス支援は、国際協力に加え、サプライチェーン強靱化など経済安全保障への貢献、及び我が国の経済成長戦略の一環という観点も重要である。政策効果と役割分担を点検しながら最適化していくべきである。

8. 防災・減災・国土強靱化

我が国の公共事業は、人口減少、公共インフラの老朽化、災害の頻発化・激甚化、という三つの悪条件を抱えていることを踏まえ、公共事業投資は建設することを目的とするアウトプット指標ではなく、事業目的を再定義し、優先順位を明確にした上で、効果検証をアウトカム指標で厳しくチェックすべき時代に入っている。

水害対策では「命を失うことを避け」「生活再建ができる範囲での被害に抑える」等のアウトカム指標が重要であり、河川の水量計算のみで治水施設を建設するのではなく、EBPMに根ざした費用便益効果を厳密に適用すべきである。また評価の際は納税者である国民目線に立ち、残事業のみを評価対象とするのではなく、全体事業費で評価すべきである。

「租税特別措置・補助金の適正化に向けた提案募集」では、防災・減災・国土強靱化領域について「公共施設の整備自体が目的化し、実際の避難行動や地域防災力の向上につながらない例が多い」ことが指摘されている。この点は過去にも行政レビューや会計検査院の報告でも指摘されており、これらを踏まえて公共事業の評価指標を抜本的に改めるべきである。

上記に加え、低い投資で早く完成するという費用と時間軸を組み合わせた配慮を評価に含めることや、公共事業による生物多様性と環境の破壊が漁業資源や文化・観光資源等に及ぼす影響を金銭価値化しマイナス評価として考慮することも、公共事業評価の観点として検討すべきである。

特にいわゆる「水量主義」は、今後転換すべき観点である。我が国は明治時代以降、数値計算可能な単純な基準により、河川閉じ込め型のダム等を手段とした水害対策を講じてきた。水量計算により最大の水量を「基本高水」とし、河川で受け持てる量を「計画高水」と定め、その差分をダム等の大型施設で対応するという「基本高水治水」が、現在の河川計画の基本となっているが、近年は基本高水を上回る「超過洪水」が増加することで、むしろダムの緊急放流によるリスクが高まっており、事業目的の再定義を行う必要がある。

日本はきめ細やかな山岳地形と毛細血管のような河川網の中で、永年にわたり自然と共生する思想を育み、豊かな水の恵みを活かして高い第一次産業の生産力を維持してきた。同時に、森林や水田で豪雨をはじめとした「水の災い」を受け止め、時として堤防に切れ目を残して民家や住宅を守る霞堤や野越しの技術を産み出してきた。このような国土の性質に合った知恵と技術に学び、ダムよりも低コストで効果の高い河川改修や堤防強化によって山から海まで流域全体を面的に保全するグリーンインフラに根ざした「流域総合型の複合的な強靱化」を新たな目的とすべきである。

その観点に立ち、人口減少社会に合った投資のバランスも検討しなければならない。過大なハード整備に巨額の事業費を投じるよりも、命を守る河川改修を行った上で、被災後の住宅等の経済的被害については支援や補償をする方が、かえって全体の財政負担は小さくなり、

さらに地域コミュニティの復興・存続につながるケースが増えている。

加えて施設管理の行政だけでなく、災害対策の受益者である住民や地方自治体等に対する徹底した情報公開による、効果的なハザードマップの作成によるリスク公開、避難計画の策定・周知・訓練の実施といった避難体制整備など、地域住民を主体的に巻き込んだソフト技術や手段の選択プロセスの社会化が必要であり、それに適合的な新たなガバナンスの構築が必要である。

また災害による被害の削減は、行政や社会の責任であるのみならず、被害を受けうる者自身も個人、家族、また共同体として自ら備えることで、安心を生み出す「自分ごと化」に貢献することとなる。我が国古来の自然と共生する思想も踏まえ、公助に依存するだけでなく、自助・共助が主体的に役割を果たすよう、政策のインセンティブ構造を転換する必要がある。

第2 基金

基金は、あらかじめ複数年度にわたる財源を確保し、弾力的な支出を可能とすることで、事業の安定的かつ効率的な実施に資するものであり、予算単年度主義では対応しきれない財政需要に対して活用されてきた。

一方で、基金は政府外の法人等に造成されるため、原資が国費であるにもかかわらず、管理・運営や執行、成果の状況が不透明になりやすい。資金の長期滞留や、目標・評価が不十分なままの支出継続など、「非効率の温床」との指摘が繰り返されてきた。

コロナ禍以降、特に補正予算での措置額が急増し、基金残高は最大でコロナ禍前の約10倍、18.8兆円（令和5年度末）にまで膨張した。政府は「基金の点検・見直しの横断的な方針」（令和5年12月20日）を策定したが、残高は依然高止まりしている。こうした状況については、国会審議や会計検査院の報告でも、資金の塩漬けによる機会費用や不適切な管理・執行が指摘されている。さらに、国民からの提案においても、透明性の向上、成果管理の徹底、成果の国への還元など、多くの改善提案が示されている。

自由民主党・日本維新の会の連立政権で掲げ、先般、改正特例公債法においても規定された「行財政改革の徹底」を具体化できるかは、今後の「責任ある積極財政」の信頼性を左右する分水嶺である。同時に、戦略的投資を担う財政ツールとして基金の潜在力を最大限引き出すためには、その効果的・効率的活用が不可欠である。

以上を踏まえ、予算編成改革に取り組む高市内閣にふさわしい基金ガバナンスの新たな枠組みを、以下のとおり提言する。

基金の新しいガバナンス：「省庁の貯金」から「国民の投資信託」へ

基金において生じている問題の多くは、なし崩し的に発生し、各省庁で様々な状況下で管理が行われているため、共通する汎用的なルールやガバナンスがないことにある。そこで、政府横断的な基金ガバナンスを提示する。

まず、基金による財政支出も補助金と性質は同様であるため、補助金で挙げた五原則（投資基準の明確化、アカウントビリティの徹底、リターンの可視化、出口戦略の具体化、ポートフォリオの合理化）は大枠でそのまま基金にも当てはまる。

その上で、基金と補助金の違いは、基金という財政ツールは、①国から基金法人への財政支出、②基金法人における資金保有、③基金法人から事業主体への助成金の交付、という3段階構造になっていることである。そのため、基金事業全体を効果的・効率的なものとするためには、各段階を通じた包括的なガバナンスが不可欠となる。補助金のアナロジーが投資であるなら、基金は「ファンド（投資信託）」といえる。

政府ではこれまで、①の段階、すなわち省庁と基金法人との関係を対象にして、3年単位で成果目標の達成状況を見て、追加の予算措置や返納を判断するガバナンスを取ってきた。

しかしながら、予算措置段階のガバナンスでは、②③にあたる基金法人から事業主体への資金配分や執行状況が十分に可視化されておらず、この部分の不透明性が大きな課題となっている。

基金法人から事業主体に対して、予算措置時に想定していた期間を超える長期間にわたる資金が一括して交付決定されている事例も存在するほか、執行業務が複数の事業者にアウトソースされるケースも少なくない。

こうした実態の把握については、省庁側からの自己申告に依存する部分が大きく、財政当局や行革事務局等においても、基金法人を経由した先の資金の流れや事業の実施状況を十分に把握できていないのが現状である。したがって、②、③段階における基金の管理・運営・執行段階のガバナンスを強化する必要がある。

基金を「ファンド」とすれば、基金法人は「ファンドマネージャー」であり、この部分の透明性確保が要となる。基金法人は単なる資金の受け皿ではなく、国民から預かった資金を政策目的に沿って適切に運用・管理する主体として、通常ファンドマネージャーと同様に、資金の拠出者である国民に対する説明責任を果たすべきであり、その意識づけに向けた教育の在り方を検討する必要がある。また、基金法人から事業主体への資金配分の実態や、その後の事業活動・成果を継続的に確認・検証できる仕組みを構築すべきである。

なお、基金の管理・運営・執行段階のガバナンスを強化することは、予算措置段階のガバナンスが不要となることを意味しない。政府が進める危機管理投資・成長投資における基金事業について、必ずしも「3年」といった一律の基準ではなく、成果管理の徹底を前提に、官民投資ロードマップに基づき予算措置を進めていくことも、必要な投資を進めていくための新しいガバナンスの在り方と評価できる。一方、予算措置が過大になりがちな基金の一般的な傾向を踏まえれば、その他の基金事業について予算措置の年限に一定のキャップを設けることは明快かつ有効なガバナンスであり、今後も堅持すべきである。

こうした改革を実効性をもって進めるためには、「縦割り」の制約を受ける所管府省庁による自己点検のみならず、確立された定期的なプロセスにおいて、第三者の視点も交え、基金全体を横断的に点検しつつ、所管府省庁の説明責任を求めていくことが重要であり、政府における行政事業レビューの枠組みを改善しつつ活用することも含め、必要な仕組みを構築すべきである。

基金は、今後の「責任ある積極財政」推進の一翼を担い得るものであるからこそ、その活用は、国民からの理解や市場の信認に基づくものでなければならない。金利環境の変化も踏まえつつ、基金活用の長所・短所を正しく認識し、新たなガバナンスの下でメリハリ付けし

ながら戦略的・重点的に活用することで、政策効果を追求するとともに、その成果を国民や市場に対して広く示していくことが基金活用にあたっての責任の果たし方である。

政府には、国民からの提案募集の結果や会計検査院による検査報告、そして本提言を踏まえ、基金の新たなガバナンスの枠組みの構築のため、基金に関する横断的・包括的な方針を策定するとともに、その実行にあたって、既存の適正化プロセスの再構築や法制面での対応を含め、実効性高く対応することを求める。

2027年度予算から実現すべき具体的な改革

来年度の予算編成にあたって、上記の考え方にに基づき、政府横断的な基金ガバナンスを構築し、まず以下の項目について具体的なルール導入を行い、予算編成に活用する。

1. 基金の統廃合

「金利のある世界」に戻る中、基金において資金を保有している期間における機会費用を可能な限り低減することは、基金活用の大前提である。基金は、制度上、各年度の所要額を見込み難い支出のために設けられていることから、資金の運用にあたっては安全性や流動性に配慮する必要がある。高リターンを狙うような運用は困難であることを踏まえると、機会費用を最小化する着実な第一歩は、基金残高を必要最低限に保つことである。

そうした観点から、まずは、コロナ禍以降に急増した基金やその事業の数を正常化させる。具体的には、

- ・ 目的や対象が重複していないか、
- ・ 複数事業を一括管理して効率化できないか、
- ・ 活用が低調にも関わらず残存し、管理費が無駄となっていないか、
- ・ 設置期限が到来しているにも関わらず、安易に継続されていないか、
- ・ 既に基金要件を満たさなくなっていないか、

などの視点から、統廃合を強力に進める。

2. 「基金シート」の見直し

基金は、従来から透明性について課題が指摘されてきており、そのたびに所管府省庁が基金事業ごとに公表する「基金シート」の内容の充実が図られてきた。これは「記載内容の充実」「横断的な状況把握」「公表の頻度」といった観点から、国民への説明責任を果たし、国会等による検証の充実化のため、引き続き不断の見直しに取り組むべきである。その観点から、以下の3点について改善する。

- 基金事業ごとに、基金残高における交付決定済みの金額や具体的な支出予定時期等のステータスと金額の内訳を公表する。
- 上記データや、支出見込に対する実際の執行状況の進捗、運用収入等について、基金全

体の横断的なデータとしてとりまとめ、視覚的なわかりやすさと分析の容易性に留意した上で公表する。

- 年1回の基金シートの公表に加え、上記のうち主要な項目について四半期ごとに公表する。これにより、資金の流れや事業進捗の透明性向上に加え、適切に運営している基金法人を正当に評価することにもつながる。

3. 「ファンドマネージャー（基金法人）」による国民への説明責任の徹底

今後、基金の活用を図っていく中では、基金の運営・管理及び執行を担う基金法人の役割が重要である。今後、基金法人は、本提言における基金の新たなガバナンスに対応し、基金事業についての成果管理や保有資金の適切かつ効率的な管理・運用、各種公表情報の国への適時・正確な報告等についてより高度な遂行能力が求められるが、国は、そのために基金法人に求められる具体的に必要な要件等を示し、既存のものも含め、その充足を徹底する。

また、実際に適正な運営・管理を担保するため、制度上の対応を行うことも重要である。会計検査院から指摘を受けている事例も踏まえ、所管府省庁から基金法人やその委託先、また、その助成先の事業者に対して、必要な報告・確認を求めることや、立入検査を行うことを可能とするとともに、そうした不適切な事例については、所管府省庁において説明責任の観点から速やかに公表する。

これらの新たな対応に加え、過去、基金の適正化のために示されてきた各種の方針の実効化のため、法制面の検討も含め、必要な措置を講じる。

4. 「ステージゲート」の導入

官民で進めるべき研究開発等については、基金を活用することで、複数年度にわたる継続的な支援を行うことが可能となるが、先見性のあるプロジェクトであっても、進捗状況や中間的な成果を省みず、惰性で進めるのであれば、かえってグローバルな競争に後れを取りかねない。長期間にわたるプロジェクトこそ、定期的に進捗や成果の検証を行い、思い切った打ち切りも含めた支援の在り方の見直しを行う成果管理を徹底することが、今後の日本の成長にとっても極めて重要である。

現在でも、一部の基金においては、1～3年程度の期間でステージゲートを設け、専門家による評価委員会等による成果管理を実施しているが、基金全体ではこうした仕組みは徹底されておらず、中間的な評価・見直しの機会がないままに長期間の資金交付が約束されている事例もある。

今後は、基金事業において支援するプロジェクトの進捗・成果に関する事前の工程表の作成、及び定期的に評価するステージゲート等の仕組みを必置とし、支援継続を前提とせず、ステージゲート評価と支援の継続を連動させることで、基金を活用した投資効果を最大化する。

5. 「収益納付条件」の義務付け

基金の投資効果を高めていけば、投資の成果として、基金によって支援したプロジェクトから生じる利益も大きくなることが期待される。そうした利益は、国からの支援の程度に応じて確実に国に還元されるべきであり、そうして回収された財政資金は、次なる有望な投資に配分していくことも可能となる。

こうした好循環の仕組みを構築するため、基金による支援により利益が生じ得る場合には、補助事業者から基金法人、基金法人から国に対して、利益から一定の金額が納付されるよう、基金による支援にあたって収益納付条件を付すことを義務付ける。

また、プロジェクトの性質によっては、渡し切りの助成を行うのではなく、出資や貸付といった形態での資金支援が有効であり、投資回収の観点からも有利な場合もあるため、基金による支援を検討する際には、出資・貸付の選択肢についても積極的に検討し、より成果と国への還元につながる手法を採る。

6. 「国庫返納ルール」の新設

また、基金残高を抑制するためには、不要な資金の国庫返納を進めることも重要である。しかし、基金に一度積まれた資金は、「将来の見込み難い支出のために資金を保有している」という性格上、個別の基金が自ら「不要」との判断を行うことは難しい面があり、そのことが現在の残高の高止まりにつながる構造となっている。このため、一定期間使われないうまま滞留している資金を着実に国庫返納させるには、一律の基準を設けることが有効となると考えられる。基本的には、本提言にある成果管理等の取組を徹底すれば、長期間にわたって滞留する資金が生じることはないと考えられるが、バックストップ機能を持つ共通ルールとして、予算措置してから5年間にわたって支出されず（これと実質的に同様の状況にあると認められるものを含む）、その時点で支出の見込みのない保有資金は、一律に国庫返納させる。

7. 「機会費用」の国庫返納

基金に付随する機会費用の最小化のため、最低限保有する資金については、安全性や流動性が確保できる範囲で、原則、国債等による運用を行うことで可能な限り高い運用収入を得るべく努めるべきである。また、その原資が財政資金であることを踏まえ、運用の方法や結果について、国民に対する報告を十分に果たすことが求められる。

その上で、各基金の保有資金は、活用されていない期間において機会費用が生じており、財政資金により造成されている以上、その費用負担は国に付け回されているといわざるを得ない。そのことを正当化する理由はなく、むしろ、各基金やその所管府省庁は、基金の活用には相応のコストがかかるということを強く認識すべきであり、そうしたコストによる国民負担を軽減するべく、毎年度、機会費用に相当する金額を国庫返納させる。

第3 租税特別措置

租税特別措置の新しいガバナンス：「優遇措置」から「行動変容の呼び水」へ

税制においては、特定の政策目的を実現する手段として、多くの租税特別措置が講じられている。しかし、本来、税制は簡素で公平・中立であるべきものであり、租税特別措置はその例外に当たる。

また、租税特別措置については、適用を受ける主体に関する情報公開が十分ではなく、適用に偏りがあること、効果が不透明であること、本来は緊急避難的な特別措置であるにも関わらず長期的に継続していることなどが指摘されてきた。こうした状況に対し、国民からは厳しい目が向けられている。

日本維新の会は、こうした問題意識の下、これまで租税特別措置の原則廃止を公約に掲げ、ゼロベースで見直すべきと主張してきた。連立政権においても、「政策効果の低いものは廃止する」との基本方針が確認されている。

こうした現状と課題を踏まえ、今後、現行の租税特別措置については、原則として補助金等の直接的な政策手段へ移行するか、廃止するべきである。補助金に代替する措置については、補助金として5つの原則に照らして評価を行い、基準を満たさないものは廃止するべきである。

補助金等には代替できず、租税特別措置として行動変容を促す必要性が真に認められるもののみ、例外的に存続を認めるべきである。単なる事後的な税負担軽減ではなく、政策的効果を追加的に生み出していることを求めることにより、特定団体に対する「優遇措置」や「既得権保護」ではなく、日本全体の経済成長や生産性向上に向けた「行動変容の呼び水」として位置付け直し、新たなガバナンスを構築する。

2027年度税制から実現すべき具体的な改革

以下の改革項目について、実施可能なものについて、来年度税制改正から着手していく。また、これらの視点に基づき、各租税特別措置の見直しを行っていく。

1. 運用の透明化

租税特別措置は国民負担による政策である以上、その適用実態について高い透明性が求められる。加えて政策の実効性・必要性を立証するためには、EBPMに基づく適切なデータを用いた分析・検証が必要であり、必要なデータが公開されるべきである。

しかし現状では、どの企業がどの程度の減税を受けているのか十分に見えない。現在、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づき、法人税関係の租税特別措置につい

て、措置ごとの適用者数、適用総額、第十順位までの高額適用額等が公表されているが、補助金等の交付先名が原則として公表されていることを鑑みると、租税特別措置の透明性の更なる向上が必要と言わざるを得ない。このため、企業コードのみではなく、企業名・適用件数・適用額等のデータを原則公開とする。あわせて、租税特別措置等の見直しをより一層進める観点から、税務データの整備を進め、その活用を図る必要がある。

また、政策目的ごとの成果指標や達成状況も公表し、EBPMの観点から租税特別措置が真に効果を上げているかについて、国民や国会による検証を可能とする。

2. アウトカム評価の徹底

租税特別措置は、利用件数や減税額だけではなく、実際にどのような成果が生じたのかという成果（アウトカム）を重視して評価を行う。

具体的には、当該措置によって行動変容が起きたのか、政策目的の実現につながったのかを検証する。その際、「減税があったから行動した」のか、「もともとの行動に後から減税が適用されただけなのか」を区別する視点を重視する。

また、補助金や規制改革など、他の政策手段で代替可能でないかも検証し、効果が不明確なものは廃止する。

3. 適用期限の厳格化

租税特別措置は、本来、時限的な政策手段である。しかし現実には、期限延長が繰り返され、事実上の恒久措置となっているものが少なくない。このため、適用期限が到来する措置については、「延長ありき」ではなく、「廃止を原則」としてゼロベースで見直す。

延長する場合には、政策効果や必要性を客観的データに基づき説明しなければならない。また、自動延長は禁止し、短期間ごとに厳格な再検証を行う。

4. スクラップ・アンド・ビルドの徹底

租税特別措置は、一度創設されると既得権化しやすい。このため、新たな租税特別措置を要望する場合には、スクラップ・アンド・ビルドを徹底する。新規措置については、政策目的、期待される行動変容、成果指標、終了条件を要望段階から明示しなければならない。

また、減収額に見合う財源確保を原則とする。租税特別措置を「積み上げる仕組み」から、「不断に見直す仕組み」へ転換する。

5. 財政規律の重視

租税特別措置は、全体として巨額の「潜在的歳出」となっているが、税制の性質上、実際の減収額総額を管理することは難しい。適用の状況、経済の動向等により、創設・改正時の減収額の見込みより実際の減収額が拡大している措置もあり、近年、法人税関係租税特別措置の減収額総額が拡大傾向にある。

様々な財政需要が生ずる中で、租税特別措置による減収額は、政策目的に照らして必要最小限にとどめるよう、縮減していくことが求められる。租税特別措置を創設・拡充する場合

には、見合いの財源を確保すること（ペイ・アズ・ユー・ゴー）はもちろんのこと、既存の措置についても、減収額の動向を踏まえながら、効果的・効率的な措置となっているのかどうかを検証し、租税特別措置が肥大化しないよう見直しを行っていくとともに、政策効果が不明確なものや既得権化した措置から優先的に整理し、総額を中長期的に段階的縮減するなど、租税特別措置を、財政規律を重視した政策手段へ転換する。

以上